

新たな工賃向上計画（プラン）の方針について

今年度中に策定予定の「新たな工賃向上計画（プラン）」について、7月26日（水）に第1回検討委員会を開催し、本県の工賃向上における現状と課題の整理、次期プランの目標設定の方針等について議論した。

1 鳥取県工賃3倍計画（第3期）の現状と課題

計画期間	平成30年から令和5年までの6年間
目標工賃 （県全体）	全事業所工賃の平均額を、月額33,000円以上とすることを目指す。 障がいのある方が「地域で経済的に自立して生活するために必要な所得を確保できる」ための最低収入を月額10万円とし、障害基礎年金2級相当月額66,000円の差額に近い33,000円を目標として設定したもの。（平成18年度の平均工賃月額11,000円の3倍）
目標工賃 （事業所類型）	第3期計画では、事業所の生産活動等の方針ごとに類型化し、目標工賃を設定。 類型①自主的な事業展開に取り組む事業所：42,000円 類型②共同作業所等で行う高単価作業により工賃向上を目指す事業所：33,000円 類型③その他の事業所：目標設定なし

（1）工賃の状況

- 令和3年度（直近実績）の平均工賃月額は19,797円（前年度比594円増）。全国の平均工賃月額が16,507円に対して高い水準であり、工賃の全国順位は5位。
- 工賃3倍計画策定以降、平均工賃月額は一度も全国平均を下回ることなく着実に上昇してきている（H18比較180%）が、目標の33,000円には達していない状況。
- 工賃支払総額は約2億2千万円（H19）から約6億7千万円（R3）に上昇し、既に3倍を達成。

<課題>

これまでの工賃支払総額の伸び等（約3倍）を踏まえ、その趣旨を達成したものと捉えられるが、目標の平均工賃月額33,000円と現在の工賃水準に乖離があるため、継続して高い水準での工賃向上を目指すにあたり、より具体的な工賃目標額の設定が必要。

（2）利用者の状況

- 利用者延べ人数は1万7,340人（H19）から3万3,885人（R3）とほぼ倍増。要因は主に、新規事業所が増加したこと（H21：43事業所⇒R3：141事業所）にあり、障がい者の働く場・活動する場が充実してきたことを示す。
- 利用者の障害種別は、①身体障がい（398人）が全体の12%程度に対し、②知的障がい（1,373人）、③精神障がい（1,348人）のある利用者が各40%と高い状況。
- 平成27年度と現在の障害種別ごとの人数を比較すると、特に精神障がいのある利用者は1.6倍（829人⇒1,373人）と増加幅が大きい。（身体、知的については10%程度の増加）
- 精神障がいのある利用者は、障がい特性により、就労日数や一日の就労時間が他の障害種別の利用者より短くなる傾向がある。（1週間あたりの就労時間を分析したところ、「10時間未満」「10時間以上20時間未満」の利用者の5割以上が精神障がいのある利用者）
- 高齢の利用者（60歳以上）が現状一定数あるとともに、次期プランの6年間の中で現在50代の利用者も歳を重ねることを加味すると、高齢の利用者の割合が更に高まっていくことが見込まれる。

<課題>

他の障害種別と比べ利用時間が短くなる精神障がいのある利用者の増加や、利用者の高齢化が進む中で、従来の平均工賃月額だけを目標とする考え方だけでは馴染まなくなっている。

2 新たな工賃向上計画（プラン）の方針

- 次期計画の目標設定等の方向性については、鳥取県の障害者就労継続支援 B 型の状況（平均工賃月額や利用者の傾向等）を踏まえ、以下のものを提案。
- 以下の方向性に概ね賛同いただき、第二回検討委員会（今回）で具体的な設定方法を議論する運びとなった。

- (1) （平均工賃月額 33,000 円という県の全体目標は、これまでの工賃支払総額の伸び等を踏まえ、その趣旨を達成したものととして一区切りと捉えて）工賃の新たな全体目標を設定する。
⇒目標設定方法は、過去の県平均工賃の伸び率や、全国の工賃動向等を参考とすることを検討。
- (2) （精神障がいのある方の増加や高齢化が進む中で）工賃以外の新たな全体目標を設定する。
⇒社会参加の機会をより増やすことを目指す視点で、「利用者の利用日数・時間数の向上」や、より生き生きと生産活動等に取り組むことを目指す視点で「利用者の満足度向上」等を検討。

※ 「利用者の満足度向上」を目標とするための検討材料として、現状の利用者の満足度等の把握のためにアンケートを実施。（【資料 2】参照）

「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」（障がい者アート計画）の改定について

1 障がい者アート計画の建付け（鳥取県障がい者プランへの統合）

- (1) 障がい者アート計画は、平成 30 年 10 月に策定し、現在第 1 期目。令和 5 年度末をもって終了することから、本年度に改定を行い、令和 6 年度から次期計画を施行する。
- (2) 従来の障がい者アート計画は、単独の計画として策定を行っているところであるが、次期計画においては、国の「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（可能な限り計画の一元化）の方針が示されたことを受け、「工賃 3 倍計画」及び「障がい者アート計画」について、障がい児者に関する内容を総合的・横断的に規定している「障がい者プラン」に一元化する方針。

※今回の一元化は、これまで個別に作成していた計画の内容等を後退させる趣旨ではなく、あくまで効果的かつ効率的な計画行政を図っていく上での対応。必要な内容等は「障がい者プラン」に盛り込む方針。

※なお、一元化する計画の内容は、これまでの策定経緯等も踏まえ、まずは個別の検討会（本委員会）で内容を議論いただき、最終的に障がい者プランに取り込んでいく形で進めていく方針。

2 改定スケジュール（案） ※現時点の見込みで変更の可能性あり。

- R5.8.17 第 1 回推進会議（今回）→新たな計画の方向性等について検討
- R5.9 センター、関係団体、有識者等ヒアリング
- R5.10 改定素案作成
- R5.11 第 2 回推進会議（改定素案意見聴取）※ご意見を踏まえ素案修正
- R5.12～R6.1 パブリックコメント実施
- R6.1～2 第 3 回推進会議（パブリックコメントを踏まえた最終案検討）
- R6.3 計画改定・公表

3 新たな障がい者アート計画の方向性（案）

障がい者アート計画は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、本県における障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する計画について定めるもの。

今般の改定にあたっては、推進法第 7 条に基づき国が定める「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（令和 5 年 3 月改定）」（以下「第 2 期国計画」という。）の内容を勘案しつつ、第 1 期計画期間中の取組や障がい者の文化芸術に関する動向、アンケート調査等で明らかとなった課題をもとに、本委員会において新たな計画に盛り込むべき内容を検討することとする。

4 新たな計画に盛り込むべき内容（検討にあたっての視点）

（１）計画の趣旨・理念

第 1 期計画の内容（概要）	検討にあたっての視点
<p>○本県では、障がいを知り共に生きる社会を目指して、「あいサポート運動」をスタートさせ、その運動は国内外に広がっている。その他、障がい福祉サービスの充実や全国に先駆けて手話言語条例を制定するなど、さまざまな取組を積み重ねてきた。</p> <p>○障がいのある人による文化芸術の分野でも、「第 14 回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」や、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の発足、その連盟の取組のキックオフイベントである「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ 2016」の開催など、全国をリード。</p> <p>○また、こうした取組を更に発展させ、障がいのある人が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指し、障がいのある人の文化芸術の推進についても明記した「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」を平成 29 年 9 月に施行。</p> <p>○法の理念等を具体化するため本計画を策定。障害のある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出することで、障がい理解を深め、共に、お互いの人格と個性を認め合いながら生き生きと暮らしていける社会の実現に向け、県民のみなさんと一緒に推進。</p>	<p>○<u>第 1 期計画の内容をベースにしつつ、これまでの取組や、障がい者芸術に関する動向等を反映させることが考えられる。</u></p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 期計画策定後、「あいサポート・アートセンター」の整備、「バリアフリー美術館」のオープン、「鳥取県はーとふるアートギャラリー」認定制度の創設、2025 大阪・関西万博に向けた「障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の体制構築（全 47 都道府県が加入）など、障がい者の芸術文化活動の推進に関する取組は着実に進みつつあるが、依然として様々な課題も存在すること。 ・全国的に活躍する県内障がい者アーティスト（トップアーティスト）も生まれており、障がい者アートの魅力発信や裾野の拡大を進める上でも、更なる活躍促進や、新たな育成を図る必要があること。 ・本計画の実現に向けた取組は、合理的配慮の提供を義務付ける「改正障害者差別解消法」や、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、さらには「支え愛社会づくり推進条例」の趣旨にも適うものであること。

（２）計画の推進体制

第 1 期計画の内容（概要）	検討にあたっての視点
<p>○県、市町村、障がい福祉関係団体等が一丸となって、障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」と共に推進。</p>	<p>（変更なし）</p>

(3) 推進方針と取組の方向性

第1期計画の内容（概要）	検討にあたっての視点
<p>○文化芸術の鑑賞の機会の拡大</p> <p>①文化芸術の公演等における音声ガイド等の導入、②手話通訳や要約筆記等の設置、③文化芸術施設等のバリアフリー化の推進、④障がい者舞台芸術祭（とっとり祭り）や障がい者芸術・文化作品展（とっとり展）の開催、⑤全国高校生手話パフォーマンス甲子園での情報保障の充実等</p>	<p>○課題等を踏まえて、取組項目の追加・更新を行うことが考えられる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術施設との連携強化による発表機会の創出や、情報保障等の取組の更なる推進 ・デジタル技術を活用した鑑賞機会や発表機会、研修機会の拡大等（バリアフリー美術館の活用、「とっとり祭り」や各種研修のオンライン活用など） ・障がい福祉サービス事業所等へのアウトリーチ型支援の強化（センターによる施設訪問など） ・市町村や企業との連携強化（各地域における発表機会等の拡大、多様な経済活動への広がり） ・障がい者アートを支援する県内アート人材の更なる確保やネットワークづくり ・大阪・関西万博に向けた取組の促進（知事連盟や、日本博2.0事業に取り組む「障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」との連携など） ・トップアーティストの更なる活躍促進及び新たな育成のための支援強化
<p>○文化芸術の創造の機会の拡大</p> <p>①県障がい者アート活動支援事業補助金（アート補助金）、②幅広い分野の参加体験（ワークショップなど）の場の創出</p>	
<p>○文化芸術の作品等の発表の機会の確保</p> <p>①「とっとり祭り」「とっとり展」の開催による発表機会の確保、②アート補助金（個展等開催支援）による発表機会の創出、③国や関係団体等と連携した海外発信、④文化芸術活動の取組に関する更なる情報発信の実施</p>	
<p>○作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備</p> <p>①作品等の実情調査、優れた作品の展示、②とっとり展での作品の審査・表彰、③作品等の適切な記録や保存、販売等の支援、及び著作権等の権利の保護等を学ぶ研修会の開催や、専門家の招聘、④センターを中心とした、文化芸術活動全般についての相談の受付、アドバイス</p>	
<p>○文化芸術活動を通じた交流の促進</p> <p>①障がいの有無にかかわらず共に文化芸術活動を行い交流する場として、参加体験（ワークショップなど）の機会を提供、②特別支援学校と他の学校等との文化芸術活動を通じた交流の支援、③文化芸術に係る国際的な催しへの参加促進、④障がいのある人が子どもや高齢者などと共に文化芸術活動を行い、交流する機会の創出を支援</p>	
<p>○人材育成</p> <p>①障がい福祉サービス事業所の職員、文化芸術関係者等を対象に、作品等の適切な記録や保存、販売等の支援、及び著作権等の権利の保護等を学ぶ研修会を開催、②障がい福祉サービス事業所の職員等を対象とした幅広い分野のワークショップなどにより新たな分野の芸術文化活動を学ぶ機会を提供</p>	
<p>○関係者の連携協力</p> <p>① 推進委員会における施策審議・構成委員相互での連携、② 知事連盟を中心に、他の都道府県とも連携して展開</p>	

(4) 数値目標

第1期計画	改定にあたっての視点
<p>① <u>県が主催する文化芸術の公演等における音声ガイドや手話通訳等の導入割合</u> (H30: 83%→R4: 100%→目標: 100%)</p> <p>② <u>アート活動取組団体数</u> (H29: 45 団体→R4: 42 団体→目標: 55 団体)</p> <p>③ <u>あいサポート・アートとっとり祭り出演団体数</u> (H29: 30 団体→R4: 21 団体→目標: 35 団体)</p> <p>④ <u>とっとり祭り来場者数</u> (H29: 4,570→R4: 500 人→目標: 5,000 人)</p> <p>⑤ <u>とっとり祭り来場者満足度</u> (H30: 80%→R4: 85%→目標: 90%)</p> <p>⑥ <u>あいサポート・アートとっとり展県内出展数</u> (H29: 489 点→R4: 439 点→目標: 520 点)</p> <p>⑦ <u>とっとり展来場者数</u> (H29: 3,435 人→R4: 1,698 人→目標: 4,000 人)</p> <p>⑧ <u>とっとり展来場者満足度</u> (H30: 87%→R4: 92%→目標: 90%)</p> <p>⑨ <u>個展等開催数</u> (H29: 34 件→R4: 31 件→目標: 45 件)</p> <p>⑩ <u>個展等来場者数</u> (H29: 14,747 人→R4: 16,224 人→目標: 9,600 人)</p> <p>⑪ <u>「無心」来館者数 (巡回展を含む)</u> (H29: 6,044 人→R4: 2,606 人→目標: 7,000 人)</p> <p>⑫ <u>アートセンターが開催する研修会への参加者数</u> (H29: 63→R1: 46→R4: 未開催→目標: 75 人)</p> <p>⑬ <u>アートセンターが開催する参加体験 (ワークショップ) への参加者数</u> (H29: 99 人→R4: 13 人→目標: 120 人)</p>	<p>< 目標項目について ></p> <p>○ <u>取組内容の追加・更新等を踏まえ、項目を精査することが考えられる。</u></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー美術館の作品アーカイブ数に関する目標を追加 ・①について、視覚障がい・聴覚障がい以外の幅広い障がい特性に対する配慮を含めた目標を設定 ・オンラインでの舞台配信や展示も進めているところであり、実来場者数に関する数値目標は削除 など <p>< 目標数値について ></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの影響もあり達成できていない項目については、現行の目標数値を維持。 ・達成項目 (とっとり展満足度等) については、R4 実績をもとに新たな目標値を設定。

文化施設に関する改定	<p>第4 施策の方向性（1）鑑賞の機会の拡大</p> <p><u>文化施設においては、支援センターや中間支援団体等と連携し、障害特性に応じたサービスの提供に関する助言を受けるほか、障害者の意見を聴きながら準備・企画に取り組むことも重要となる。</u></p> <p>第4 施策の方向性（3）作品等の発表の機会の確保</p> <p>音楽、演劇、舞踊などの実演芸術分野に関する発表の場が少ないことから、これらの分野での充実を図ることが必要である。<u>文化施設や福祉施設等と支援センター等の様々な主体が連携し、地域における作品等の発表の機会を更に広げていくことも期待される。</u></p> <p>施策項目⑨ 地域において文化芸術活動に参加する機会の創出</p> <p>美術館、博物館、劇場、音楽堂等の文化施設における介助に係る支援等のサービス提供や必要な施設・設備の整備を進めるとともに、文化施設等において、利用者等が年齢や障害の有無等にかかわらず社会参加できる機会を促進する取組を進める。<u>特に文化施設においては、障害者の創造発信に関する取組を推進する。</u></p>
大阪・関西万博に関する改定	<p>施策項目⑳日本国際博覧会における共生社会の実現に向けた取組の発信等</p> <p><u>令和7（2025）年に大阪・関西で開催される「2025 年日本国際博覧会」（以下「大阪・関西万博」という。）やその後の更なる発展も見通して取組を進めていくことが重要となる。</u></p>
作品の販売等に関する改定	<p>第4 施策の方向性（6）芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援</p> <p><u>障害者の文化芸術活動を多様な経済活動につなげ、文化芸術活動が、市場を通じてその経済的価値を発揮する際には、障害の有無にかかわらず、その対価は適切に還元されるよう配慮すべきである。なお、こうした活動は、作品販売のほか、地域のアートイベントや展覧会等で作品を作ったり、ワークショップを行うことで収入を得る場合や、舞台作品への参加など多岐にわたるものである。</u></p>
文化担当部署との連携に関する改定	<p>第4 施策の方向性（10）情報の収集等</p> <p><u>特に、地方公共団体においては、文化担当部署と福祉担当部署が連携して文化芸術に係る情報の共有・発信を進めていくことも期待される。</u></p>
デジタル技術の活用や、訪問対応に関する改定	<p>施策項目① 障害者による幅広い文化芸術活動の推進</p> <p><u>デジタル技術の活用も視野に入れつつ、海外発信力のある国内イベントの開催、海外のイベントへの参加や芸術団体との共同制作、障害者の作品の海外発信や障害者による文化芸術活動を通じた海外との交流など更なる取組の推進を図っていく。</u></p>
	<p>施策項目⑧ 地域において文化芸術活動に参加する機会の創出</p> <p><u>訪問による対応も含めた文化芸術活動に関する相談対応や情報保障等に関する研修等に取り組むことを通じて、より多くの障害者が地域において多様な文化芸術活動に参加する機会（オンラインを含む。）を創出する。</u></p>

【参考②】 第1期期間中の取組と障がい者の文化芸術に関する動向（主なもの）

<ul style="list-style-type: none"> ○「あいサポート・アートセンター」の整備及び専門的な知見を有するスタッフの配置（H30.12） ○「鳥取県はーとふるアートギャラリー」認定制度の創設（R1.10） ○新型コロナの感染拡大による鑑賞機会や発表機会などの減少 ○障害者差別解消法の改正（R3）による事業者への合理的配慮の提供の義務付けと、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定（R4） ○「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の制定(R5.1) ○「バリアフリー美術館」のオープン（R5.2） ○2025 大阪・関西万博に向けた「障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」の体制構築（全47都道府県が加入）（R5.5） ○2025 大阪・関西万博の開催 ○県立美術館のオープン（R7 春予定） など

【参考③】 アンケート結果等

<p>福祉事業所等における芸術・文化活動に関するアンケート調査 （令和4年度実施） ※送付327カ所、回答182カ所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○回答のあった182の施設のうち、<u>162の施設（89%）がアート活動に「関心がある」又は「少し関心がある」と回答。</u> ○一方で、<u>実際にアート活動を行っている施設は95カ所（52.2%）</u>であり、<u>関心がありながらもアート活動を行っていない施設が多くあることがわかった。</u> ○また、アート活動を行うにあたっての<u>課題としては、「活動時間」、「指導者の確保」、「活動資金」を挙げる施設が多かった。</u> ○記述による回答の中では、<u>「研修会やワークショップ等を各地域で開催して欲しい」といった要望が多くみられた。</u> ○また、<u>アート活動を行っている施設のうち、「外部の展覧会、発表会など」で発表している施設は47カ所（49.5%）に止まっております。</u><u>地域別にみると鳥取市、米子市等の市部の施設が多いことがわかった。</u>
<p>数値目標達成状況 （第1期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>新型コロナの影響もあり、「文化芸術の創造機会の拡大」等に関する指標である「アート活動取組団体数」（目標：55団体→R4：42団体）をはじめ、「発表機会・鑑賞機会の拡大」に関する指標である「とっとり祭り出演団体数」（目標：35団体→R4：21団体）、「とっとり展来場者数」（目標：4,000人→R4：1,698人）など多くの指標において、目標値を達成できていない状況。</u>